## 移動等円滑化取組報告書(航空旅客ターミナル施設)

(2020年度実績)

住 所 北海道函館市高松町511番地 函館空港内

事業者名 函館空港ビルデング株式会社

代表者名 代表取締役社長 水島 良治(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
- (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
  - ① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客 ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客搭乗橋	す。	2020年6月に3番旅客搭乗橋 (PBB) 2基の内、1基を ステップレスPBBへ更新し、1 基を撤去いたしました。

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	案内カウンターを担当する部門の職員に対し、高齢者、障害者の 接遇に関する民間資格「サービス介助士」資格を取得させる。	案内カウンターを担当する部門の職員が10月に1名、12月に1名の計2名が資格を取得いたしました。なお、案内カウンターのサービス向上のため、来年度も引き続き資格取得者を増やすよう計画しております。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
民間資格の取得促進	職員の資格取得に係る経費の全部を当社が負担しております。	公益財団法人日本ケアフィット共育機構が主催する民間資格「サービス介助士」を職員2名が取得、資格取得に係る経費については全額を当社が負担し、同部門の職員全員のスキルアップを目指し、資格取得者が受講した内容について情報共有を行っております。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(3) 報告書の公表方法  g館空港ホームページ「会社案内」に掲載 RL:https://www.airport.ne.jp/company/	(2)移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
函館空港ホームページ「会社案内」に掲載 PRL:https://www.airport.ne.jp/company/	
JRL:https://www.airport.ne.jp/company/	(3) 報告書の公表方法
JRL:https://www.airport.ne.jp/company/	
	函館空港ホームページ「会社案内」に掲載 URL:https://www.airport.ne.ip/company/
(4) その他	ortificips.//www.allport.nc.jp/company/
(4) その他	
(4) その他	
	(4) その他

## Ⅱ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(2021年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
		人			総数 12			
函館空港国内線旅客ターミナルビル	北海道函館市 高松町	1,607人	0	0	旅客搭乗橋 (4) 設置数	0	0	0
函館空港国際線旅客ターミナルビル	北海道函館市 高松町	0人	0	0	総数 3 旅客搭乗橋 設置数 (1)	0	0	0
					総数			
					旅客搭乗橋 設置数			
(合計)								
計2ターミナル			総数		15	2	2	2
H127 1770					(5)		2	2

## Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1)	過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している	5.
(2)	過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又に 管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。	t
	<ul><li>① 中小企業者でない。</li><li>② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資しいる中小企業者である。</li></ul>	